

『本朝胤紹運録』に記載された文徳天皇の皇子・女は、天皇（清和）一名、親王四名、内親王十名、賜姓源氏として、皇子八名、皇女七名、総数三十名である<sup>1</sup>。この他、女王として三名の名が記載されているが、これは先の考察により除外した<sup>2</sup>。

文徳天皇皇女のもともと顯著な特徴は、紀氏所生の皇女と滋野氏所生の皇女の対照的な在り方といえるのではないだろうか。特に〈皇女〉にみられる端的な例としては、伊勢斎宮と賀茂斎院のト定状況にそれをみることができる。

周知のように紀氏は静子所生の惟喬親王が、藤原明子所生の惟仁親王（清和天皇）と皇太子争いをしたという数々の伝承が残されている。惟喬親王が、文徳天皇の第一子であり、文徳天皇が惟喬親王を皇太子にしたい意向が事実であったとしても、台閣における外戚紀氏の政治勢力の状況をみれば、それが実現可能であったとは考えがたい。しかしながらわずかでも可能性があれば人の心を惹きつける状況であつたこともまた事実であろう。『伊勢物語』の東下りの段、狩りの使いの段、あるいは『吏部王記』逸文などの記述はそうあつて欲しいという人々の願望があつたことを示している。

『公卿補任』によれば、文徳天皇が即位し、皇太子が定められた嘉祥三（八五〇）年の台閣の状況は左大臣源常、右大臣藤原良房、大納言源信、中納言源弘、安倍安仁、源定、橘岑繼であり、参議は藤原良相、伴善男、滋野貞主、藤原助、藤原長良、小野篁であった。ここに紀氏の名はなく、外祖父の名虎も、三年前の承和十四年（八四七）年に卒している。いかに惟喬親王が文徳天皇の第一皇子であり、父文徳天皇が望んだとしても、惟喬親王を支える外戚勢力の脆弱さは明らかな現実であった。文徳天皇の治世は承和の変と応天門の変という大きな政変があり、この二つの変を経て、藤原北家の政治的寡占の礎が確定したと言われている。しかしこれらの変の経緯、真相については、機応変に対処した結果として権力を確立したか（否陰謀説）とまだ諸説あり定説をみない。藤原良房が積極的にこうした変に関わったか（陰謀説）、あるいは不安定な政治状況の中で、臨機応変に対処した結果として権力を確立したか（否陰謀説）という点について、文徳天皇の皇女の状況、特に斎王ト定の状況からみる限りは後者ではないかと考えられる。以下、その点について述べてゆきたい。

榎村寛之氏は、九世紀前半の斎王制度はもともと順調であつ

た時期であり、斎王は天皇の莊嚴装置として本来的に機能していたとされる<sup>3</sup>。この状況を鑑みれば、文徳天皇即位時に直系の晏子・慧子両内親王がそれぞれ伊勢・賀茂の斎王に選ばれたのは、両親王が、文徳天皇の皇女の内で、年齢的にいつて年長の方であつたと考えてよいであろう。『本朝胤紹運録』を初めとする系譜史料は生母の身分による配列になつていて考えられるが、その中で『一代要記』に晏子内親王が「帝一女嘉祥三年ト定」と注されているのは、父系第一女を意味する痕跡と考えられる。賀茂斎院となつた慧子内親王は『一代要記』では「帝四女嘉祥三年立之元慶五年薨」と記されている。この時点でき生している可能性が考えられ、斎王候補となりうる直系の皇女は、晏子・慧子両内親王のほかには、参考一覽（後掲）にみられる滋野奥子所生の濃子・勝子両内親王・礼子内親王・恬子内親王があげられる。この六人の候補の中で、文徳天皇の生母が藤原順子であることを考えれば、藤原氏所生の内親王を優先したということを考えられる。しかし、後述の文徳天皇の二代目の賀茂斎院として候補に藤原氏所生の皇女もいる中で、紀静子所生の述子内親王が選ばれていることから、最初の場合も特に藤原氏を優先したのではなく、晏子内親王が第一女であり、それにともなつて同母ではないとしても同系の慧子両内親王が斎王となつたのではないかと推測される。

さて、文徳天皇の最初の賀茂斎院であつた慧子内親王が事情

により廃された時点で、二代目の斎院として紀静子所生の述子内親王が選ばれたのであるが、その点について以前は、それを文徳天皇が惟喬親王を即位させたいというあらわれであるとの見解を示した<sup>4</sup>。しかし全体を総括して考えた場合、それは修正すべきであると考える。

伊勢が国家の、賀茂が京都の守護神として、天皇の権威の両輪として順調に機能していたとすれば、紀静子所生の述子内親王が文徳天皇二代目の賀茂斎院となつたことが、第一皇子を有する紀氏に皇位へ関わる風聞が生まれる要因の一つとなつた、とはいえると思う。つまり、今までの考えとは逆であつたということである。このとき、後任の斎王として資格があつた直系の内親王は、滋野奥子所生の濃子内親王、勝子内親王をはじめ、藤原明子所生の儀子内親王、藤原今子所生の礼子内親王、掲子内親王、そして紀子静子所生の恬子内親王、述子内親王であつた。その中で述子内親王が選ばれたのであつた。結果からみて、文徳天皇の二代目の斎王、つまり中継ぎの斎王としては母系からみた長女が避けられたといえるかと思う。したがつて、勝子内親王、掲子内親王、述子内親王の三名が候補として残る。掲子内親王は、後に陽成天皇の二代目の伊勢斎宮となつていることからいっても、ここで述子にかわって選ばれていたとしても不思議はなかつた。ではなぜ述子内親王だつたのか。述子内親王は『一代要記』には「帝五女天安元年立之同六年退云々」

と記されている。廢斎院の慧子内親王は『一代要記』に「帝四女」とあり、述子は晏子・慧子・恬子よりは下であるのであと

ときにはさんだ五番目となる。藤原氏所生の掲子内親王がこの

かと考えられる。残るのは滋野奥子所生の勝子内親王であるが、

勝子内親王が述子より上だったとしても大差はない、述子内親

王と比較した場合、紀氏は光仁天皇の生母として紀豫姫があり、

豫姫は光仁天皇によつて贈皇太后とされているため、滋野氏所

生の内親王よりも相応しいと見なされたのではないだろうかと

思われる。滋野氏は前代の淳和天皇の二代目の賀茂斎

院時子女王（仁明皇后）が、貞主の長女である滋野縁子所生で

あつたから、滋野氏が氏として斎王を出すのに問題があつたわ

けではない。ただ、どちらがより相応しいかということになつ

た場合、紀氏所生の内親王が選択されたということになるので

はないかと考えるのである。滋野氏は紀直を祖とし、紀名虎は

紀臣を祖とすることが分かれ目になつたとも考えられるが、文

徳天皇時代の政治勢力という点では滋野貞主の存在は紀氏の

人々よりも大きい。結局は結果から考へるしかないのであるが、

同母兄弟の長幼も考慮すれば、文徳天皇の第一皇子である惟喬

親王の同母妹という点からも述子内親王が相応しいと見なされ

たのである。文徳天皇の代の斎王は、直系の内親王が父系か

らの関係を主軸に、母系の要因を考慮して、天皇の莊嚴装置と

して順当に選ばれていたと考えた場合、特に問題はないようである。

さて、榎村氏は、天安二年（八五八）、文徳天皇の死によつて即位した清和天皇の斎王として、同母妹の儀子内親王が賀茂斎

院、紀氏所生の恬子内親王が伊勢斎宮にト定されたことをもつ

て、斎王制度に一つの転換があつたとする。清和天皇はわずか九歳で即位した幼帝であり、当然のことながら直系の内親王は存在していない。そこで同母妹の儀子内親王を賀茂斎院とし、

異母妹の恬子内親王を伊勢斎宮とした。ここに伊勢よりも賀茂

を重視する風潮がはじまつたという点で一つの転換期と捉える

のである。儀子内親王が、伊勢斎宮となつた恬子内親王より上

流で禊ぎを行つてることからいっても賀茂重視といえるであ

る。しかし伊勢斎宮が忌避されたとしても清和天皇の斎王と

して紀氏所生の恬子内親王がト定されたということは、一考す

べき問題である。このとき、文徳天皇の内親王の中で、候補と

なりうる内親王は滋野奥子所生の濃子内親王、勝子内親王、藤

原今子所生の礼子内親王、掲子内親王、そして紀靜子所生の恬

子内親王の五名の内親王であった。その中で藤原氏所生の内親

王ではなく、紀氏所生の内親王が選ばれた、ということは、藤

原良房としては、他氏との連携が念頭にあつたと解せるのではないか。賀茂を重視し、伊勢を忌避したといつても、いきなり

国家を護る守護神との関係をおろそかにはできない。斎王は天

皇を補弼する精神的な任であり、人心の問題である。人々の意識を一朝一夕に転換することはできない。良房にとつて外孫である清和天皇は前例を無視しても皇位に据えたかった掌中の玉である。賀茂を重視しつつ、伊勢にも相応の内親王を送つたと考へるべきであろう。清和天皇即位時の台閣の状況は、太政大臣藤原良房、左大臣源信、右大臣藤原良相、大納言安倍安仁、中納言源定、平高棟、源弘、橘岑繼、参議伴善男、藤原氏宗、源多、藤原貞守、藤原良繩であった。滋野貞主は六年前の仁寿二年（八五二）に卒している。良房が一直線に藤原氏寡占を目指していたとすれば、國家神として天皇を嘉する伊勢の斎宮としては、参議藤原貞守の外孫である礼子内親王の方がふさわしい。しかし、他氏との連携を考えたとすれば文徳天皇の第一皇子を擁し、現王朝の祖に連なる紀氏からの斎王は、幼帝清和を守護するものが藤原氏だけではないという示威ともなりえたのである。斎王は、天皇と神を結ぶ神聖な存在である。この清和天皇の斎王についてみると、藤原良房が積極的に他氏を排除しようとしていたというよりは、よくいえば取り込もうと、悪くいえば利用しようとしていたといえるのではないだろうか。むしろ、文徳天皇の第一皇子であった惟喬親王が帝位につくことができなかつたからこそ皇祖神への斎王はせめて紀氏所生の第一皇后である恬子内親王とした、と解すべきように思う。さ

きに恬子内親王の同母妹を文徳天皇の二代目の賀茂斎院にし、

母系第一女である恬子内親王を温存したのは、すでに病が重くなりつつあつた文徳天皇の容態を考え、次代を見据えてのことであつたのかも知れない。文徳天皇が崩御した時点で、藤原良房は太政大臣として左大臣の源信よりも上位にあり、また右大臣は良房の弟である良相であつた。太政大臣の職掌についてはこの時期、いろいろと問題はあるが、地位的にみて台閣で左大臣よりも上位にあるということは確かである。したがつて候補をあげてのち、ト定によつて神意を確認するという斎王の決定方法から考えて恬子内親王の伊勢斎宮ト定には良房の意向が反映していただはずである。

米田雄介氏は応天門の変において、良房の摂政への経緯を丹念にたどられた結果、この変における藤原氏の陰謀説を否定している。また森田悌氏は藤原良房の政治姿勢は、「新官人群」や「良吏」とされた他氏族を含む人々に依りつつ政治を行うというものであつたとされる。それらの見解にのつとれば、清和天皇即位の際に、紀氏出身の恬子内親王の伊勢斎宮ト定には何ら問題や疑問が生じない。皇女の斎王ト定の状況からみて、文徳天皇の斎王ト定は原則に忠実に行われ、次代清和天皇の斎王も、幼帝即位という前例のない事態の中で、極力原則に忠実に、天皇の即位を万全にしようとする意図の結果であつたと考えられるのである。

こうした時代の流れの中で、紀氏所生の皇子・女は皇位にから

む悲運の皇子として、あるいは業平との艶聞に絡む皇女としての伝承が伝わり、一方滋野氏所生の皇子女は、斎王になる」ともなく、そうした伝承とは全く無縁であった。『文徳実録』仁寿二年（八五二）一月八日条の外祖父貞主の卒伝には「時人以爲。外孫皇子。一家繁昌。乃祖慈仁之所及也」と内親王として恙なく平穏無事の生涯を思われる一文がみられるだけである。滋野氏所生の皇子女は、紀氏所生の皇子女と比較したとき、対照的な存在であり、その違いがあまりにも鮮やかであることが印象に残る。

文徳天皇の皇女のその他の特徴として指摘できる点は、藤原氏出身の女性は、主流、傍流にかかわらず、所生の皇子女はすべて親王となっているが、滋野氏は貞主の娘の産んだ皇子女のみ親王となり、貞主の弟貞雄の娘が産んだ皇子女は源氏に賜姓されている。主流と傍流とに明確な違いが見られる。藤原良房の娘明子は、生母が嵯峨源氏潔姫であるため別格としても、文徳朝の斎王となつた晏子と慧子両内親王の外祖父、藤原利貞は真夏孫であつて、良房とはやや離れ、また礼子・掲子両内親王の外祖父、藤原貞守は、北家とはいつても、更に遠く、房前男楓麿の流れである。しかしながらすべて所生の皇子女は親王宣下を受けた。こうした結果をみれば、藤原氏一族は他氏とは一線を画すべき氏族であったことがあらためて認識される。

に六代に渡る天皇の治世を見て、醍醐天皇在位の延喜十四年に亡くなつた。ちなみに醍醐朝まで生存していた内親王は他に晏子（藤原則子所生）・濃子（滋野典子所生）・礼子（藤原今子所生）・恬子（紀静子所生）・述子（紀静子所生）内親王たちである。

（一文字昭子）

吉川弘文館

<sup>1</sup> 「帝王編年記」では賜姓源氏（皇子）七名（富有ナシ）、賜姓源氏（皇女）は源馮子のみ記載。「一代要記」賜姓源氏（皇子）七名（富有ナシ）、「ただし賜姓源氏（皇女）は『本朝皇胤紹運録』と同数であるが、氏名はやや異なる。

<sup>2</sup> 拙稿「皇女総覽二十五、柄子女王・嚴子女王・昭子女王（文徳天皇）」（「瞿麦」二十三号 平成二十年五月刊）による。なお瞿麦二十三号表紙では「皇女総覽（二十四）」となつているが、実際は「皇女総覽（二十五）」である。また当該「瞿麦」は奥付の発行年が「平成十九年」となつてゐるが、実際は「平成二十年」である。

<sup>3</sup> 横村寛之「斎王制と天皇制—特に血縁関係を中心にして」（「古代文化」卷四三・一九九一年四月）

<sup>4</sup> 拙稿「皇女総覽（二十三）晏子内親王・慧子内親王（文徳天皇女）」（「瞿麦」第二十一号・平成十八年十二月）

<sup>5</sup> 米田雄介『藤原摂関家の誕生—平安時代史の扉』（二〇〇一年・吉川弘文館）

<sup>6</sup> 森田悌『平安時代政治史研究』（昭和五十三年（一九七八）・

また源氏に賜姓された皇子女をみると、仁寿三年（八五三）と、貞觀三年（八六一）に賜姓された記事があり、またそれ以外の皇子として賜姓記事の残らない源每有（丹墀氏）、源定有（菅野氏）、源富有（生母不明）がいる。仁寿の賜姓は文徳天皇が即位した二年後であり、天皇在位中であるが、貞觀の賜姓は文徳薨去三年後であった。どちらも天皇即位後の皇室体制の整備の一貫であつたと考えられる。

賜姓源氏の皇女の中では、清和天皇の女御としてあげられている源済子が特記すべき存在であろう。詔による入内であったしかし元慶三年（八七九）三月七日、すでに上皇になつていた清和が後宮整理を行つたと思われる時に、他の十一名とともに季料月俸が停止されており、とくに帝寵があつたとは思われない。

停太上天皇女御從二位藤原朝臣多美子、從四位上嘉子女王、從四位上兼子女王、忠子女王、正四位下平朝臣寛子、從四位上源朝臣済子、從四位下源朝臣嚴子。藤原朝臣頼子、正五位下源朝臣喧子、藤原朝臣佳珠子、源朝臣宣子一人季料月俸。縁太上天皇勅也。

『三代実録』

文徳の内親王の中でもっとも長生きをした掲子内親王は、実

## 文徳天皇皇子一覧

親王

外祖父	生母	内親王
藤原利貞	藤原則子	媛子(文徳朝伊勢斎)
藤原利貞	藤原列子	慧子(文徳朝賀茂斎)
藤原良房	藤原明子	儀子(清和朝伊勢斎)
紀名虎	紀静子	恬子(清和朝伊勢斎)・述子(文徳朝賀茂斎)・珍子
藤原貞守	藤原今子	禮子・揚子(楊子)(陽成朝伊勢斎)・代田
滋野貞主	滋野奥子	濃子・勝子

外祖父	生母	内親王
滋野貞雄	伴氏	源富子※但し、定有と同母かどうかは不明
滋野岑子	丹墀氏	源能有
滋野貞雄	菅原氏	源時有
滋野岑子	源富氏	源定有
滋野岑子	布勢氏	源行有
滋野岑子	不明	源富有

源本有・源戴有  
源能有  
源時有  
源定有  
源行有  
源富有

惟仁(清和)

惟高・惟條

惟恒

惟彦

外祖父	生母	内親王
滋野貞雄	源富子(滋子)	媛子(文徳朝伊勢斎)
滋野貞雄	源淵子(滋子)	慧子(文徳朝賀茂斎)
滋野貞雄	源富子	儀子(清和朝伊勢斎)
滋野貞雄	源富子	恬子(清和朝伊勢斎)・述子(文徳朝賀茂斎)・珍子
滋野貞雄	源富子	禮子・揚子(楊子)(陽成朝伊勢斎)・代田
滋野貞雄	源富子	濃子・勝子

## 文徳天皇内親王一覧(生母別)

\*凡例

▲年代が確定していない場合

誕生した可能性がある年。▲がない場合は順位および確定している年から考へて妥当な誕生の可能性の範囲を示す。

誕生した可能性が高い年を示す。したがつて複数の場合がある。

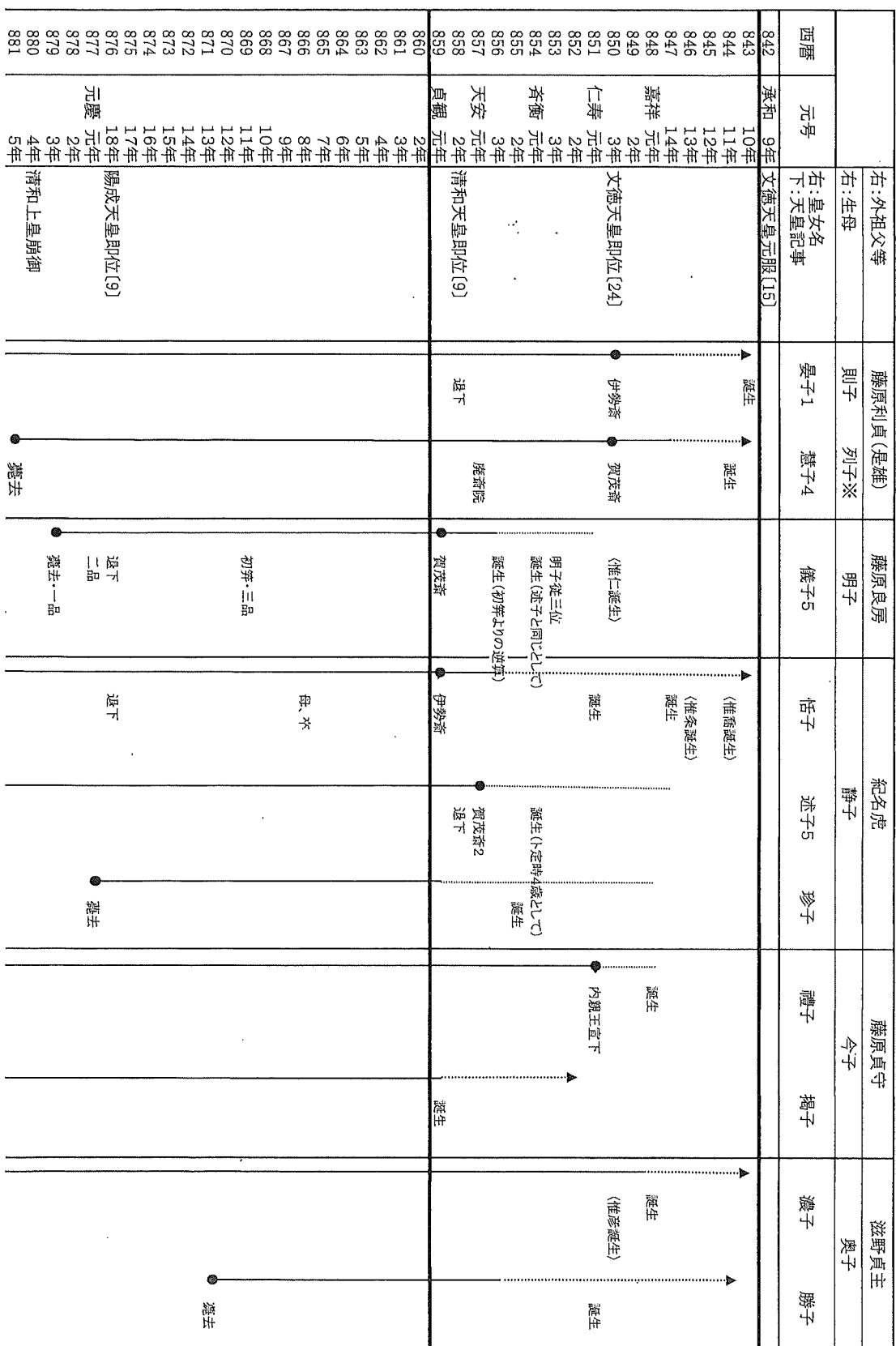
年齢

△同母兄弟

△斎王のあとの数字は代を示す。賀茂斎2は同じ天皇の一代目の斎王といふことである。

内親王の名前の横の数字は『一代要記』に記載された内親王の順位。述子は文徳天皇の項で「五女」とされる。

媛子と慧子は外祖父および生母が異なると考えられる。詳細は「瞿表」(十一号)、『皇女総覽』(十二号)を参照。



		右:外祖父等 右:生母	藤原利貞(是雄) 則子	藤原良房 明子	紀名虎 静子	藤原貞守 今子	滋野貞主 奥子
西暦	元号	右:皇女名 下:天皇記事	晏子1 慧子4 儀子5	恬子 迷子5 珍子	禮子 揭子	道子 伊勢守2	濃子 (惟彌彌) 勝子
882	6年						
883	7年						
884	8年	光孝天皇即位[55]					
885	元年						
886	2年						
887	3年	宇多天皇即位[21]					
888	4年						
889	元年						
890	2年						
891	3年						
892	4年						
893	5年						
894	6年						
895	7年						
896	8年						
897	9年	醍醐天皇即位[13]					
898	昌泰元年						
899	2年						
900	3年						
901	延喜元年						
902	2年						
903	3年						
904	4年						
905	5年						
906	6年						
907	7年						
908	8年						
909	9年						
910	10年						
911	11年						
912	12年						
913	13年						
914	14年						
915	15年						
916	16年						
917	17年						